

人事行政の運営等の状況

久喜地区消防組合

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況

平成24年度の職員採用は7人でした。

(2) 再任用職員採用の状況

平成24年度は、再任用職員の採用はありません。

※「再任用職員」とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち、あらためて採用される職員で、地方公務員法第28条の4の規定により採用される常時勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

(3) 職位別任用状況

平成25年3月末日現在、副主幹級以上の職の総数は63あり、平成24年度中における昇任者数の内訳は、下表のとおりです。

職位 (階級)	副主幹級 (消防司令)	主幹、課長級 (消防司令長)	次長・参事級 (消防監)	消防長 (消防正監)
昇任(人)	5	4	2	0

(4) 職員の退職の状況

平成24年度における職員の退職の状況は、下表のとおりです。

	人数(人)
定年退職	2
勸奨退職	4
自己都合退職	2
その他(死亡、免職、失職)	1
退職者計	9

(5) 所属別職員構成の状況

区 分 所 属	職員数(人)		対前年比増減数 (人)
	H24. 4. 1	H25. 3. 31	
消防本部	2	2	0
総務課	20 (8)	19 (5)	△ 1
警防課	7	7	0
予防課	10	10	0
指令課	14	14	0
小計	53 (8)	52 (5)	△ 1
久喜消防署	50	50	0
東分署	25	25	0
鷺宮分署	31	31	0
菖蒲分署	25	24	△ 1
栗橋分署	25	25	0
宮代消防署	26	25	△ 1
中島出張所	12	12	0
小計	194	192	△ 2
合計	247 (8)	244 (5)	△ 3

※ () は派遣中及び休職中の職員数の内書き

(6) 年齢別職員構成の状況 (平成25年3月31日現在)

区分	20歳未満	20歳～	24歳～	28歳～	32歳～	36歳～
職員数	1人	18人	17人	13人	7人	17人
40歳～	44歳～	48歳～	52歳～	56歳～	60歳以上	計
22人	15人	34人	63人	34人	3人	244人

2 職員の給与の状況

消防組合職員の給与等は、久喜市一般職職員の給料表を準用し、人事院勧告に準拠した給与の改定を実施しています。

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	平成23年度の 人件費率
平成24年度	人 188,566	千円 2,702,263	千円 162,322	千円 2,188,910	% 81.1	% 73.1

※人件費には、特別職に支給される報酬を含みます。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

平均年齢(歳)	43.7
平均給料月額(円)	342,227
平均給与月額(円)	431,995

※職員の基本給の平均です。

※給料月額と扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当などの諸手当を合計したものです。

(3) 職員の初任給の状況（平成25年3月31日現在）

単位：円

区分	久喜地区消防組合		国（公安職）	
	初任給	2年後の 給料額	初任給	2年後の 給料額
大学卒	178,800	192,800	195,700	209,700
高校卒	149,800	161,600	157,900	173,600

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年3月31日現在） 単位：円

区分	経験年数		
	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
大学卒	278,875	349,133	該当者なし
高校卒	255,533	302,690	343,476

(5) 消防職員の級別職員数の状況（平成25年3月31日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な 職務内容	階級 消防士 副士長	消防 士長	消防 司令補	消防 司令	消防 司令長	消防監	消防 正監	
	主事	主任	係長 主査	副主幹	課長 主幹	次長 参事	消防長	
職員数（人）	52	28	99	40	19	3	1	242
構成比（%）	21.5	11.6	40.9	16.5	7.9	1.2	0.4	100

(6) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

久喜地区消防組合	国
一人当たり平均支給額(平成24年度) 1,533千円	—
平成24年度支給割合 期末手当 2.6月 勤勉手当 1.35月	平成24年度支給割合 期末手当 2.6月 勤勉手当 1.35月
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

② 退職手当(平成24年4月1日現在)

久喜地区消防組合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

※久喜地区消防組合は、埼玉縣市町村総合事務組合に加入し、退職手当の支給率は同組合の退職手当条例に基づくものです。

③ 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給率		3%
平成24年度決算	支給実績	32,313千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	131千円

④ 時間外勤務手当

区分	平成24年度	平成23年度
支給実績	42,553千円	42,278千円
支給職員1人当たり平均支給年額	233千円	232千円

⑤ 特殊勤務手当(平成25年3月31日現在)

支給実績(平成24年度)		13,163千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		62,088円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)		85.8%
手当の名称	支給範囲	支給単価
出勤手当	火災その他の災害活動に従事した者	1回 400円
救急・救助手当	救急・救助活動に従事した者	1回 200円
	救急救命士法第44条に定める救急救命処置に従事した救急救命士	1回 500円
潜水手当	潜水救助活動に従事した者	1回 1,000円
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間の全部又は一部が午後10時以降翌日の午前5時までの間に割り振られた交替制勤務に従事した者	1時間 350円

⑥その他の手当

手当名	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	46,136 千円	262 千円
住居手当	17,134 千円	97 千円
通勤手当	16,578 千円	73 千円
休日勤務手当	39,595 千円	246 千円
夜間勤務手当	9,551 千円	59 千円
管理職手当	34,072 千円	532 千円
管理職員特別勤務手当	2,978 千円	47 千円
児童手当	14,580 千円	192 千円

(8) 特別職の報酬の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	報酬年額	区分	報酬年額
管理者	72,000 円	議長	80,000 円
副管理者	64,000 円	副議長	65,000 円
		議員	60,000 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり38時間45分（国も一週間当たり38時間45分）と定められており、毎日勤務者（主に消防本部勤務者など）と交替制勤務者（消防署や指令課勤務者）で勤務体系が異なります。

毎日勤務者は、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時30分から17時15分までが勤務時間（休憩時間を除く。）となっています。

交替制勤務者は、3週間を1サイクルとした変則3部制勤務を採っており、朝8時30分から翌朝8時30分までの24時間のうち、休憩時間や深夜の仮眠時間を除く15時間30分が勤務時間となっています。

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇があります。

年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。
病気休暇	勤労意欲があっても負傷又は疾病のため勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させることが目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族が負傷、疾病又は老齢などにより2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

(3) 年次有給休暇の取得状況

平成24年1月1日から平成24年12月31日までの職員の年次有給休暇の平均取得日数は、9.2日となっています。（平成23年中は、8.6日）

(4) 育児休業等の取得状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

一方、部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を限度）について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

平成24年度に育児休業を取得した職員は2人（女性）で、部分休業を取得した職員は0人でした。

また、平成20年1月から、小学校就学の始期に満たない子を持つ職員を対象に、週20時間から25時間の短縮勤務を可能とする育児短時間勤務制度を導入しました。平成24年度に育児短時間制度を利用した職員はいませんでした。

(5) 時間外勤務の状況

平成24年度における一般職員の月当たり平均時間外勤務は、7.4時間となっており、平成23年度（6.9時間）と比べて0.5時間増加しました。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成24年度において、分限処分（免職・降任・休職）を受けた職員は3人（休職）でした。

(2) 懲戒処分の状況

平成24年度において、懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）を受けた職員は3人（停職、戒告）でした。

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

平成24年度中に実施した研修は、下表のとおりです。

研修区分	コース数	のべ人数
消防組合独自研修	3	692
埼玉県消防学校研修	11	27
救急救命士関連研修	6	35

(2) 職員の勤務成績の評定

役職職員については、指導・統率、責任感、仕事の速度・確実性、企画、判断を、また、一般職員については、勤勉、責任感、仕事の速度・確実性、注意力、職務知識を評定し、昇任、昇格及び人事配置の参考としています。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の概要

職員の福利厚生制度は、主に埼玉縣市町村職員共済組合により実施されております。共済組合では、病気、ケガ、出産、死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、障害、死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて三つの事業を行っています。

(2) 公務災害の発生状況

平成24年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は2件（訓練中 2件）でした。

7 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成24年度は、該当ありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成24年度は、該当ありませんでした。